

## 平成23年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年6月30日（木）午後2時 玉名市福祉センターB会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人
12番	本田多美子	13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子
16番	河野 征史	17番	取本 一則	18番	栗田 稔	19番	田上 一
20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛	22番	小路 修三	23番	木村 勝
24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸	27番	杉本 征子
28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美
32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳	35番	平野 和昭
37番	石本 和成	38番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

7番 島村 隆雄      8番 永田 達三      9番 奥村 隆一      36番 藤川 賢一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治      次長 西村 則義      係長 立川 芳美      主任 宮田 正文  
主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

### 議 題

- 第33号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第34号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第35号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第36号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第37号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第38号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第39号 農用地利用集積計画の決定について
- 第40号 買い入協議を行う旨の通知の要請について

報 告

第16号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第17号 許可不要転用届について

第18号 許可書返納届けについて

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。出席者の方全員お揃いですので、ただいまから第6回農業委員会総会を開会したいと思います。

現在の出席委員は38名のうち、藤川委員、永田委員、奥村委員、島村委員、4名の方から欠席の届け出が出ております。34名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） それではまず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。早速でございますけど、ただいまから議事に入りますけれど、議事に入ります前に、先月、私たちの委員でございます小路委員のお母様が死去されまして、その際、いろんな方々からお預かりいたしましたご厚意を仏前にお供えしてまいりました。これに対して小路委員から皆様方にぜひお礼を申し上げたいというふうな申し出がっておりますので、まず小路委員の方からのご挨拶をお願いしたいと思います。

○22番（小路修三君） 先般、母の葬儀の際には、事務局また会長方にご出席いただき誠にありがとうございました。母も92歳で大往生でございました。何も言うところはないと思いますが、老衰のような形で痛みもなく、すんなり息を引き取ったわけでございます。非常に長生きしてくれたと思います。どうもありがとうございました。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入りますけど、その前に本日のご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中にご出席をいただきまして、ありがとうございました。既に田植えも終わり、あるいは一段落された方もいらっしゃるかと思います。また一方においては、施設園芸の後片づけでまだこの日中に非常にご苦労されている方々もいらっしゃるかと思います。どうか体調には十分注意をされながら農作業にいそしんでいただきたいと思います。

それでは議事に入りますけれど、議事に入る前に皆様方にご紹介を申し上げたいと思います。長い間、JA大浜の農協長として一生懸命頑張っておられておられま

した坂本組合長が今回の任期満了によって組合長を失職をされまして、新たな方がまた組合長として着任されておるようでございますけど、大浜農協としては今後、組合長ではなく、理事をこの農業委員会の委員に推薦されておるようでございます。したがって、新しく永田達三さんという方が6月27日に市長より選任を受け、農業委員となりました。住所は大浜町大浜の旭町の方だそうです。本日は、農協の新理事会にぜひとも出席しなきゃいけないということで、これには失礼しますというふうな申し出がっておりますので、皆様方にご報告をしておきたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思っております。本日の議案は、議第33号より議第40号までの54件と、報告14件が提案されております。慎重なる審議よろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員は、田尻委員と西木委員をお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第33号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議第33号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、大倉の申請人で、申請物件が、大倉の畑38㎡を、相手方の要望と耕作便利による売買です。

2番、伊倉北方と大倉の申請人で、申請物件が、大倉の畑1,390㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田106㎡、他計2筆495㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

4番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,251㎡を、債務整理と規模拡大による売買です。

以上、4件、3,174㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにおいても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりましたので、受付番号1番より順次、それぞれ担

当委員の方からご説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

○12番（本田多美子君） 1番、2番、続けて説明させていただきます。

1番、譲受人はこの申請地の隣接地に畑があり、耕作便利ということで、許可相当と判断いたしました。

2番、譲渡人は会社員であり、農業廃止、譲受人はトマトの専業農家の方です。認定農業者でもあり、これから規模拡大をするということで、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、次、3番、お願いいたします。

○19番（田上 一君） 譲渡人の経営縮小、譲受人の規模拡大ということで、何も心配はないと思います。

○議長（寺田誠一君） はい、次、4番、お願いいたします。

○37番（石本和成君） この件につきまして、破産管財人が入っております。債務整理と規模拡大ということで、土地が耕作放棄地になっておりましたので、誰か買わなければということで、規模拡大ということで、譲受人が買ってですね、許可相当だと判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。

4件について、担当委員からの説明が終わりました。この他、この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第33号は許可することに決定いたします。

次に、議第34号、農地法第3条農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 3ページをお願いします。議第34号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、石貫の申請人で、申請物件が石貫の田669㎡を、労力不足と規模拡大により平成23年7月1日から5年間の契約をするものです。

2番、石貫の申請人で、申請物件が石貫の田578㎡を、労力不足と規模拡大により平成23年7月1日から5年間の契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田982㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年7月1日から5年間の契約をするものです。

4番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田960㎡他、計2筆1,930㎡を、労力不足と規模拡大により平成23年6月30日から10年間の契約をするものです。

以上、4件、4,159㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番は担当委員の関連事項でございますので、続けて説明をお願いいたします。

○17番（取本一則君） 1番と2番を説明をしたいと思います。

1番と2番の貸人は、親子でございます。お父さんの方も高齢になりまして、息子さんの方も退職されて、農業もできないということで、労力不足でございます。借人の方は、規模拡大ということで、1町7反ぐらい作っておられますので、これから益々規模拡大してもらいたいと思っております。許可相当と判断をいたしております。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いいたします。

○24番（吉田道子君） 貸人の3兄弟の持ち分を、それぞれ労力不足と相手方の要望で、5年間の契約をされております。借人については76歳の高齢ではありますが、最近息子さんが就農されておられますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いいたします。

○5番（星野 泉君） 4番について説明をいたします。借人は77歳の高齢ですけど、子どもさんが40代でおられ、またお孫さんが20代で頑張っておられますので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。ここで皆様方のご質問、ご意見

ございませんでしょうか。他にご意見、ご質問ありませんか。

(なしの声)

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） はい、異議がないものと認め、議第34号は許可することに決定をいたします。

次に、議第35号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請を議題といたします。3番目の申請者は、農業委員本人になっておられますので、農業委員会第24条並びに農業委員会会議規則第20条の規定に基づく議事参与の制限により退席をお願いいたします。

(三原委員 退席)

○議長（寺田誠一君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 5ページをお願いいたします。議第35号、農地の使用貸借権決定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島の田528㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年8月1日から5年間の契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑846㎡他、計16筆1万1,077㎡を農業者年金受給により、平成23年7月1日から10年間再設定を行うものです。

3番、滑石と小浜の申請人で、申請物件が滑石の田993㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年7月1日から10年間の契約をするものです。

4番、富尾の申請人で、申請物件が富尾の畑1,481㎡他、計5筆4,022㎡を、農業者年金受給により平成23年7月1日から10年間再設定を行うものです。

5番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田3,786㎡他、計6筆1万4,088㎡を、農業者年金受給のため後継者を変更し、平成23年6月30日から10年間の契約をするものです。

次のページをお願いします。6番、熊本市の申請人で、申請物件が南坂門田の畑9,531㎡他、計3筆1万5,294㎡を、農業者年金受給により平成23年9月1日から10年間再設定を行うものです。

7番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑1,524㎡他、計12筆

9,998㎡を、農業者年金受給により平成23年7月1日から10年間再設定を行うものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が南坂門田の畑2万6,737㎡他、計22筆2万9,452㎡を、農業者年金受給のため経営を移譲し、平成23年7月1日から10年間の契約を行うものです。

以上、8件、8万5,452㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○27番（杉本征子君） 貸人は高齢のため労力不足のための貸付となりまして、借受人は勤めの傍ら農業を行っておられます。今回、規模拡大のための借受けでございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、お願いします。

○19番（田上 一君） 貸人と借人は親子関係にあり、農業者年金受給のための再設定であって、何ら心配はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○5番（星野 泉君） 3番について説明いたします。貸人の方は借人の妹婿さんで、借人の方は70歳でまだ元気でやりますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

○17番（取本一則君） 貸人と借人は親子関係で同居でございます。農業者年金の再設定ということで許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、お願いします。

○6番（永田知博君） 5番について説明いたします。貸人、借人はこれは義理の親子で、後継者変更ということで備考欄に載っておりますけれども、実の娘さんに後継をしておられましたけれども、養子さんで今度後継者となられておるわけでございます。農業者年金受給のための設定でございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番、お願いします。

○12番（本田多美子君） これも農業者年金受給のための再設定で、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、7番、お願いします。



- 10番（坂西孝之君） 二人は親子関係でございまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題はなく、許可相当と判断いたします。
- 議長（寺田誠一君） 次、8番、お願いします。
- 38番（小田 募君） これも農業者年金受給のための経営移譲で、親子関係でもありますので、許可相当と判断いたします。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。ただいままでの説明について、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。
- はい、どうぞ。
- 35番（平野和昭君） 8番ですけど、水田の小白二ノ切というてから、1㎡があるですたい。
- 38番（小田 募君） ボーリングば、別の登記がしてあって、貸しとんなはるばつてん、そこだけ、それだけんちょっと別になったつだけん。
- 35番（平野和昭君） 田が1㎡とあるもんだけん、はい、分かりました。
- 議長（寺田誠一君） 他にご質問、ご意見ございませんか。
- はい、どうぞ。
- 27番（杉本征子君） お尋ねいたしますけれども、4番ですけども、申請面積が4,022㎡なんです、下限面積の50aはどうお思いになるでしょうか。
- 議長（寺田誠一君） ちょっと待ってくださいね。
- 事務局次長（西村則義君） ご指摘していただいてありがとうございます。これは許可できない案件です。今ご指摘があったとおり、下限面積の問題です。前回契約時はですね、下限要件を満たしていた案件ですが今回は満たしておりません。
- 12番（本田多美子君） じゃあここに上がってくるのがおかしかじやなかですか。
- 5番（星野 泉君） 年金受給でも駄目ですか、これは。
- 27番（杉本征子君） 受給はよかです。再設定は、これは下限面積が足りない。
- 5番（星野 泉君） じゃあ、農業者年金はもらわれんと。
- 事務局（立川 芳美君） いや、年金は関係ないです、自分名義で3反持っていればいいけん。
- 17番（取本一則君） 農業者年金をもらうために再設定をすとだろたい。
- 5番（星野 泉君） 農業者年金もらうために再設定されたりするわけだから、そのために。これは、何のため出かけていって設定しよるわけですか。
- 事務局（立川芳美君） だから、これは4反でしたので、期間変更をせんといかんだったんです。期間が来たら、期間だけを先延ばしするということで、再設定というのが今回4反だったのでできないので、経営移譲する当時は4,000と3,000で7,000はあったのでよかったわけです。そして、途中で10年間の契約をして

ありますので、それを受給するなら年金がらみですけれども、年金受給するには関係ありません。そして4,022、今回残っておったのを期限がきたので再設定をするようにしてありますが、ご指摘のとおり4反でしたので、下限面積5反になりませんので、これは許可できない案件です。

- 17番（取本一則君） 年金受給者は3反ば第三者移譲さしたわけだろうたい。
- 事務局（立川芳美君） この人は当初ですね、7反を。
- 17番（取本一則君） 7反のうち3反を第三者に貸しておらすとだろうたい。
- 事務局（立川芳美君） はい、当初7反を親子間で貸してあります。そして、途中で3反を貸し付けたということです。
- 12番（本田多美子君） 違う人に。
- 事務局（立川芳美君） 違う人に。なので今回はこの4,000だったので、期間変更をせにゃんとです。再設定じゃなくて、期間変更というのがあるので、それを。
- 17番（取本一則君） 貸人の受給者は年金受給には何も関係なかとたいな。
- 事務局（立川芳美君） 何も関係ありません。自分で農業しよらん限り。
- 17番（取本一則君） するわけにいかんわけだけん、逆に。
- 事務局（立川芳美君） はい、年金受給には関係ありません。ただ、これを許可ができないということです。
- 17番（取本一則君） 許可ができてちゃ、年金受給には関係なかつただろうたい。
- 事務局（立川芳美君） そうです。
- 議長（寺田誠一君） それなら、この分は不許可でよろしいですね。ただいま、8件の説明がございましたけど、4番につきましてはただいま事務局の説明があったとおりでございますので、4番については却下をいたします。したがって、ここでトータルの合計数字もその分だけ変わってまいりますので、それを外した形でご了承いただけますか。
- 12番（本田多美子君） もう1回、済みません。経営面積が4,000で下限面積になるけど、7,000にはならんとですか。この人が持つとなはるとは7反なんでしょう。貸してあるけんが。
- 事務局（立川芳美君） 貸してあるけんが、経営面積は4反です。
- 17番（取本一則君） だけん、息子が作りよるけん4,000しかなかということたいな。
- 12番（本田多美子君） 息子さんが4,000。じゃあこの経営面積というのは息子さんの経営面積になるわけですか、書いてあるのは。
- 事務局（立川芳美君） 4,000はですね、世帯の経営面積になっています。

○12番（本田多美子君） そんなら、結局はでけんですね。はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） よろしゅうございますか。

（はいの声）

○17番（取本一則君） ちょっとよかですか、その3,000はいつの議案で貸してあると。

○事務局（立川芳美君） 確認しないと、ちょっと。

○17番（取本一則君） これは、その前のときで設定してあるとの途中だろうたいな。何年か前だろうたいな、1年か2年か、どのぐらい前。そのときほんなこつは気付かなんとたいな。あは5反ば切るばいたて、貸しよるなら。

○事務局次長（西村則義君） 再設定するときは5反を切りますけど、そのときにまた別のところ、それを解約してということも考えられます。

○17番（取本一則君） これは元にもどしとかんならできんばいたて。

○議長（寺田誠一君） それでは、ただいま申し上げましたように、この4番については許可案件から外した形とします。

○17番（取本一則君） どうも申し訳ございませんでした。この案件は許可相当じゃございませんでした。

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問もないようでございますので、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請については、4番を外し、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、異議がないものと認め、議第35号は7件を許可することと決定いたします。

続きまして、議第36号、農地法第5条農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。

（三原委員 入室）

○事務局長（永井正治君） 議第35号につきましては、事務局の不手際で皆さんにはご迷惑をお掛けしました。今後こういうことがないように、十分注意して提案したいと思えます。

それでは、9ページをお願いいたします。議第36号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、岱明町の田327㎡で、平成22年5月に駐車場として転用申請がされ、同年6月に転用許可済の物件ですが、許可後の計画者の事情により、

介護施設を建てられ、施設拡張として事業計画変更承認申請をなされるものでございます。前回の総会時に書類不備ということで保留になった物件でございます。その後、地元農業委員さんと再度現地調査を行い、申請者から説明を受け、書類不備の補正を行っていただき、今回提案しているものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。地元担当委員から説明の前に事務局より始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（宮田正文君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員から説明をお願いいたします。

○20番（原口邦弘君） 先日、事務局2名と栗田委員とで聞き取りに行きました。院長の話によりますと、申請が下りた時点から、今度の建屋のことで頭がいっぱいで、突出部分については本当に気がつきませんでしたということで、大変申し訳なかったということで平謝りの状態でした。

老人ホーム、社会福祉に大々的に老人ホームで経営拡大ということで展開をされておりますけれども、そしてまた地域の皆さんとのふれあいの場も設けておられます。そういった観点からですね、そしてまた小学生から老人までのふれあいの場も用意して、非常に大切にされておりますことを考慮いたしますと、客観的にまた総合的に判断そて、私としては許可相当まではいかないにしても、許可せざるを得ないのかなというふうに感じました。皆さん方の審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま担当委員の方から非常に苦渋なご説明がございまして、いろいろと思ひもあつたかと思ひますけど、一応、最終的には許可相当という形での回答をいただきましたけど、この件について、他に皆さん方のご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○28番（松村毅一君） それは、どがんですか、確かに見てみると、保留になっておりましたが、このホールはその後使用されておったんですか、停止されておったんですか。

○20番（原口邦弘君） いいえ、そのままの状態です。

○28番（松村毅一君） 停止しとんなった。

○20番（原口邦弘君） はい。

○28番（松村毅一君） 分かりました。

○議長（寺田誠一君） 他にございせんか。それでは、この件につきまして、他にご意見、ご質問が出ませんので、採決に移りたいと思います。農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可する等々意見決定す

ることに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第36号は許可相当と意見決定することに決定いたします。

続きまして、議第37号、農地法第4条の農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第37号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が岱明町の畑445㎡で、転用目的が老後に備えふるさとに住まいを構えたいということでの個人住宅の建設です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の用地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が玉名の畑559㎡で、転用目的が県道玉名八女線の改良工事に伴う移転で、個人住宅及び車庫兼倉庫の建設です。農地区分は住宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が山田の畑359㎡で、転用目的が植林です。農地区分は第2種農地に該当します。

次のページをお願いします。4番、申請物件が天水町の畑330㎡で、転用目的が県道熊本玉名線の改良工事に伴う減で、個人住宅の建設です。農地区分は玉名市天水総合支所より約200mに所在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上、4件、1,693㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、すべての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○23番（木村 勝君） 父親から相続により譲り受けた土地でありますけれど、既に区画されており、賃貸としてされてきてございます。老後に備えて故郷に住みたいということでもあります。・給排水等も公共の施設を利用し、農地への被害については異常はありません。許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、お願いします。

○15番（西木美津子君） 申請人は玉名八女線の県道の付け替えの工事のために、現

自宅の裏に移転新築することになりました。給排水計画は給水は市の水道の利用、生活排水が公共下水道に接続、雨水は水路に放流、被害防除は隣地の農地とは十分間隔を開け、日照、通風には影響ないように十分注意をする。現地調査の結果、問題はないと許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○3番（西川英文君） ここはもともと梅を植えてあったところなのですが、隣接地が竹林であったために、しかも申請人が高齢と、健康上問題がありまして、手入れができなくて、隣の竹林がどんどん進入して、現在は竹林のような状況の中に梅の木が植わっております。今後もこれを畑にする余力もないし、また農地としても利用価値の非常に低いところでありますので、そのままの状態なのかなというふうに思います。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

○37番（石本和成君） 申請人は、ちょうど県道熊本玉名線の改良工事のために移転せにゃいかんことになりまして、給排水はですね、給水はボーリング、排水は合併浄化槽を設置して、町道側溝に排水です。現地調査をして、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） ただいま1番から4番まで、全て担当委員の説明が終わりました。この他、皆様方からご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○35番（平野和昭君） 3号議案です。植林をされるということですが、他に周辺に農地はなかつですか。

○3番（西川英文君） これはですね、植林ということで、私もちょっと、今一度なんですけど、植林をできるような土地でもないですね、竹が相当たて込んだところですよ、周辺というか片一方は市道に面して、しかも崖下なんですね。横のほうは全部竹林なんです。一部下の方に水田がありますけども、そこには影響はないと思います。できればきれいに切ってほしいんですけど、そういった状況ではないですね、いわば耕作放棄地に還ったようなところなんです。

○議長（寺田誠一君） 他にございますか。

○5番（星野 泉君） 植林ということは農地を外すということでしょう。

○3番（西川英文君） そうです。山に入る、山にするということです。

○議長（寺田誠一君） それでは、他にご意見、ご質問ございませんので、採決に移ります。

農地法第4条農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君）異議がないものと認め、議第37号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第38号、農地法第5条農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第38号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、前に記載してありますとおり、平成23年6月28日、申請取り下げがなされております。

2番、これは祖母と孫間の使用貸借で、申請物件が岱明町の田405㎡他、計2筆494㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が六田の田279㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

次のページをお願いします。4番、親子関係の使用貸借で、申請物件が山田の畑605㎡で、転用目的が個人住宅兼美容室及び進入路でございます。農地区分は住宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が立願寺の畑190㎡で、転用目的が駐車場です。申請人の自宅の敷地が狭いため、隣接地を購入し駐車場として利用するものです。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が山田の畑498㎡で、転用目的が個人住宅の建設です。農地区分は上下水道が埋設された道路沿い各500m以内に2以上の医療施設が存在している農地で、第3種農地と判断しております。

7番、これは親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑14㎡他、計2筆、482㎡で、転用目的が個人住宅及び車庫の建設です。農地区分は住宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

8番、これは夫婦間での使用貸借で、申請物件が天水町の田301㎡で、転用目的が個人住宅の建設です。農地区分は住宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

9番、これは親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑573㎡で、転用目的が個人住宅の建設です。農地区分は住宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、これは兄妹間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑525㎡で、転用目的が個人住宅の建設です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

11番、申請物件が石貫の畑1,136㎡他、計2筆1,950㎡で、転用目的が山砂採取です。農地区分は中山間地に存在する農地で、第2種農地と判断しております。

以上、10件、5,897㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準、すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号2番より順次、担当委員からの説明をお願いいたします。

2番、お願いします。

○23番（木村 勝君） 2番について説明をいたします。申請人は、現在大牟田市で借家住まいであります。手狭なため個人住宅を建てることでありまして、申請人は土地を購入し土地を貸すまでは余力がないということで、申請地は妻の祖母の所有地であり、今般、無償で借り受けることができたとのことです。給排水につきましては、排水につきましては合併浄化槽を設置し、道路側溝に流すということで、若干、整地工事をいたしますが、周囲は植木で囲まれており、崩落はありません。近郊農地への日照、通風また、耕作等への影響は可能な限り抑えるということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○3番（西川英文君） 3番、4番、5番、6番まで説明いたします。

まず3番からいきます。これは六田地区でございます。住宅転用のために作られた土地でございます。上下水道も完備しておりますし、許可相当と判断いたします。

次、4番、これは親子関係で、アパートに住んでいらしてですね、美容室をされ



ているそうです。それがもう返さなにゃならんということで、地元に戻って父親の土地を借りて、そこに個人住宅及び美容室を造るということで、自分たちの駐車場とまた美容室の駐車場と2カ所駐車場があります。周辺も住宅地でありますし、上下水道も完備しておりますし、許可相当と判断いたしました。

5番、譲受人のすぐ隣接地の、住宅隣接地が農地としてあったわけですが、譲受人の土地が狭くて駐車場がないということで、その土地を購入して自分専用の駐車場にしたいということだそうです。別段、周囲も住宅地でありますし、駐車場は個人の駐車場ということで碎石を敷いて、雨水は自然浸透という形だそうです。別段問題もないと思いますし、許可相当と判断いたしました。

それから6番、これは祖父と孫の関係で、祖父の土地を孫に譲渡するということで、これは糠峯団地、すぐ近くなんですけども、その土地を造成して、住宅を建設するというので、ここも上下水道が通っておりますし、それにつながということで、別段、周辺への問題もないと判断し、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、7番、お願いします。

○20番（原口邦弘君） 7番の説明をいたします。使用貸人、借人は親子関係になります。申請人は、娘婿になります。現在、築地の方で借家住まいでありますので、このたび義父の土地を分筆してもらい、個人住宅と車庫を建築するものです。現地は上水道は通っておりまして、給水は上水道を使用します。下水道はまだ整備されておきませんので、合併浄化槽を設置して、側溝に流します。雨水は溜め枳を作って側溝に流します。現地は住宅地であり、何も問題はありません。許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） 次、8番、お願いします。

○31番（塚本眞由美君） 8番、10番、説明いたします。

まず8番ですけれど、貸人と借人は夫婦でありまして、申請人は現在、玉名の借家住まいをされておられます。申請地は集落でありまして、また隣接には貸人の母親が一人で住んでおられますので、老後の面倒を見るためにこの土地を設定されました。給水はボーリング、排水は集落排水へ接続し放流されます。被害防除は隣接に農地が少しありましたけれど、現在、休耕地になっておりますので、境界のブロック塀を打たれるということで、許可相当と判断いたしました。

10番、貸人、借人は妹さんとお兄さんでありまして、申請人の方は今ですね、仕事の都合で岩手県の方に単身赴任されておられます。申請地は、借人さんの実家の隣でありまして、実家には父親と借人さんのちょっと病気であります長男さんが住んでおられます。父親と長男さんの面倒を見るために、定年後にこの土地に建

てたいということで、この土地を設定されました。今この方は53歳ということで、7年後が退職だそうです。その7年後にはこの長男さんと借人さんの二男さん家族が住まれるそうです。給水はボーリング、排水は集落排水での地区ごとに放流されます。被害防除は境界にブロックをされますので、何も無いと思われれます。許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） ただいま8番、10番について説明をいただきました。

次、9番、お願いします。

○2番（東 令佐君） 申請地は、妻の父の所有地であり、本件の土地を無償で借りる契約でありました。申請人は本件土地に自己占有住宅と倉庫を建築するための転用申請でございます。給水は市の施設を利用、排水は合併浄化槽を設置の上、その上水を側溝に流します。雨水は収水枡を作り、側溝に流す。改正後の周辺地への被害はないと思われれます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、11番、お願いします。

○17番（取本一則君） 借人は石貫の方で以前から山砂採取を行っている業者でございます。この貸人の2名の方の土地につきましては、この隣接する土地に存在しております。この山砂採取の事業地につきましては、申請に隣接地を取るため、大変事業拡大をしていく上でも適しておるということでございます。隣接周囲に対しましては、最善の注意を払うということで、この事業地内に申請地を設けて、安全面には十分配慮し、防護施設等を備えるということでございます。現在、採取計画認可申請と隣地開発許可申請については準備中ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） ただいま、それぞれ担当委員の説明が終わりました。10件につきまして、この他皆さん方のご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご質問、ご意見ないようでございますので、採決に移ります。

農用法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第38号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第39号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 15ページをお願いいたします。議第39号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成23年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおりに、玉名市より意見を求められております。18ページから20ページまでの22件の集積でありまして、所有権移転が4件7,136㎡、利用権設定が18件の4万7,891㎡、合計22件の5万5,027㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 事務局からの説明が終わりました。この件について、他にご質問、ご意見ございませんか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第39号は意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第40号、買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 21ページをお願いします。議第40号、農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について。下記の者から農号経営基盤強化促進法第13条第1項の規定に基づく利用権の設定等（所有権の移転）について、あっせんを受けたい旨の申し出があったので、農地保有合理化法人等を含めた利用調整等を行ったが、不調に終わったため、同法第13条の2第1項の規定により、玉名市長に対し同法第13条の2第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものとする。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

横島町の申請人からあっせんの申し出がございました。申し出の農地は横島町の田1,750㎡他、計12筆1万5,209㎡です。平成23年6月15日、申し出

により、財団法人熊本県農業公社を交え、調整を行いましたけれども、不調に終わりました。この不調の理由としましては、所有者の申出価格が10a当たり90万円ということ、農業公社が80万円が適当だろうということで、結局価格の不一致で不調に終わりました。しかしながら、まだここは優良農地であり、認定農業者等に売り渡さなければならない物件ということで、市長に対しあっせんをするように申し出を要請するものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 次に、地元担当委員からご説明をお願いいたします。

○28番（松村毅一君） 事務局の説明のとおりです。

○議長（寺田誠一君） 皆様方のご意見、ご質問をお尋ねしたいと思います。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

買入協議を行う旨の通知の要請について、原案どおり申出者への周知をするよう要請することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第40号は買入協議を行う旨の通知の要請について申出者への通知をするよう要請することに決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（寺田誠一君） 続きまして、報告16号から18号まで事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 報告第16号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定により合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。今回は11件の解約通知書を受理しております。

続きまして25ページをお願いします。報告第17号、許可不要転用届について。下記のとおり、許可不要転用届を受理したので報告します。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1件の届出を受理しております。申請物件が河崎の田194㎡で、届出の理由が農作業便利のため、農業機械を保管する農業用倉庫を建設するための用地です。

次に、報告第18号、許可書返納届について。下記の物件は、県知事許可後に許可書の返納の届出があったので報告します。平成23年6月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

この物件は平成22年5月に銀行から融資を受け、共同住宅の建設を行うという

ことで5条申請があり、同年6月に許可されたものです。その後、銀行からの融資が不調となり、計画実行が不可能となったため、今回許可書を返納するという届出でございます。

以上、報告を終わります。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） それでは、本日予定しておりましたすべての議案を終了いたします。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。

-----○-----

閉 会 午後3時18分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年6月30日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

田尻 敏夫

農 業 委 員

西木 美津子